

議案第46号

鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(設置届)

第8条 略

2・3 略

4 設置届は、大規模店舗の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならぬときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の規定による届出

(4) 略

5 略

別表第1(第3条、第8条関係)

総床面積が 10,000平方 メートルを 超える規模	1・2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。
-------------------------------------	--

(設置届)

第8条 略

2・3 略

4 設置届は、大規模店舗の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならぬときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は同法第4条第1項第8号若しくは第5条第1項第7号の規定による届出

(4) 略

5 略

別表第1(第3条、第8条関係)

総床面積が 10,000平方 メートルを 超える規模	1・2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。
-------------------------------------	--

<p>(1) 略</p> <p>(2) 複数の2車線以上の道路が交わる交差点であって信号機により交通管制が行われているもの（以下「主要交差点」という。）がある場合にあつては、その集客時飽和度（大規模店舗に予定集客数があった場合における主要交差点の時間当たりの最大の交通量の、当該主要交差点の交通が飽和状態となる交通量に対する割合として、規則で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。）が、サイクル長（当該主要交差点において信号表示が一巡する時間をいう。）から損失時間（サイクル長のうち実質的に通行できない時間をいう。）を減じた時間をサイクル長で除して得た値（以下「集客時飽和度上限値」という。）未満であること。</p>	<p>総床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の規模</p> <p>1・2 略</p> <p>3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 主要交差点がある場合にあつては、その集客時飽和度が、集客時飽和度上限値未満であること。</p>
<p>(1) 略</p> <p>(2) 複数の2車線以上の道路が交わる交差点であって信号機により交通管制が行われているもの（以下「主要交差点」という。）がある場合にあつては、その集客時飽和度（大規模店舗に予定集客数があった場合における主要交差点の時間当たりの最大の交通量の、当該主要交差点の交通が飽和状態となる交通量に対する割合として、規則で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。）が平日及び休日ともに0.9を超えないこと。</p>	<p>総床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の規模</p> <p>1・2 略</p> <p>3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 主要交差点がある場合にあつては、その集客時飽和度が平日及び休日ともに0.9を超えないこと。</p>

<p>総床面積が 1,500平方 メートルを 超え、5,000 平方メートル 以下の規 模</p>	<p>1・2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域に おける道路整備及び道路交通の状況が、次の 要件に適合すること。 (1) 略 (2) 主要交差点がある場合にあっては、そ の<u>集客時飽和度が、集客時飽和度上限値未 満であること。</u></p>
<p>総床面積が 1,500平方 メートルを 超え、5,000 平方メートル 以下の規 模</p>	<p>1・2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域に おける道路整備及び道路交通の状況が、次の 要件に適合すること。 (1) 略 (2) 主要交差点がある場合にあっては、そ の<u>集客時飽和度が平日及び休日ともに0.9 を超えないこと。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第4項第3号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県大規模店舗立地誘導条例第8条第1項の規定による届出があった大規模店舗の設置については、
なお従前の例による。